(五)　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、適用対象となる住宅の新築取得等の範囲に、租税特別措置法の規定により既存住宅の取得とみなされる要耐震改修住宅の取得を加えることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一三条の二関係）

2　法人課税

(一)　復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、次のとおり適用期限を延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の二、第一七条の二及び第二五条の二関係）

(1)　産業集積事業用機械装置に係る取得価額から普通償却限度額を控除した金額までの特別償却ができる措置の適用期限を二年延長する。

(2)　復興居住区域に係る措置の適用期限を三年延長する。

(二)　被災代替資産等の特別償却制度について、平成二六年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に取得等をしたものの償却割合を次のとおりとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条、第一八条及び第二六条関係）

(1)　建物又は構築物　一〇〇分の一五（改正前一〇〇分の一〇）（中小企業にあっては、一〇〇分の一八（改正前一〇〇分の一二））

(2)　機械装置又は一定の船舶、航空機若しくは車両運搬具　一〇〇分の三〇（改正前一〇〇分の二〇）（中小企業にあっては、一〇〇分の三六（改正前一〇〇分の二四））

(三)　被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の適用期限を三年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の二、第一八条の二及び第二六条の二関係）

(四)　再投資等準備金制度について、特定復興産業集積区域内にある事業所以外の一定の事業所を有する事業年度においても適用できることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の三及び第二六条の三関係）

3　資産課税

(一)　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次のとおり見直しを行うこととした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二関係）

(1)　警戒区域設定指示等の対象区域内に居住していた者に係る受贈期限を警戒区域設定指示等の解除後一年を経過する日（改正前三月を経過する日）に延長する。

(2)　贈与により住宅取得等資金の取得をした被災受贈者が、建築後使用されたことのある住宅用家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で一定のもの（以下「要耐震改修住宅用家屋」という。）を取得した場合において、当該要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに耐震改修を行うことにつき申請等をし、かつ、贈与の翌年三月一五日までに当該耐震改修により当該要耐震改修住宅用家屋が耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、当該要耐震改修住宅用家屋の取得を既存住宅用家屋の取得と、当該要耐震改修住宅用家屋を既存住宅用家屋とそれぞれみなして、本非課税措置の適用を受けることができる。

(二)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四〇条の四関係）

(三)　独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第五二条関係）

4　消費課税

(一)　被災自動車等に係る自動車重量税の還付措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四五条関係）

(二)　被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税措置の適用期限を二年延長することとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四六条関係）

一三　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

1　非居住者の納付する控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、その年の国外所得金額に対応する復興特別所得税の額を限度として、その年分の復興特別所得税の額から控除することとした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第一四条関係）

2　法人が各事業年度（課税事業年度に該当する事業年度を除く。）において利子及び配当等につき課される復興特別所得税の額は、その各事業年度において利子及び配当等につき課される所得税の額とみなすこととし、法人税の額から控除すること等とした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三三条関係）

3　復興特別法人税における課税事業年度等の判定の基礎となる指定期間を、平成二四年四月一日から平成二六年三月三一日まで（改正前平成二四年四月一日から平成二七年三月三一日まで）とすることとした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四〇条関係）

4　課税事業年度について、指定期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後二年（改正前三年）を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とするほか、みなし課税事業年度を廃止することとした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四五条関係）

5　復興特別法人税の課税標準について、最後の課税事業年度の計算の基礎となる期間を二四月（改正前三六月）及び二年（改正前三年）とすることとした。（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第四七条関係）

一四　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第一一四号）の一部改正関係

エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除に関する経過措置について、地方法人税法の制定に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第五五条及び第七二条関係）

一五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第一六号）の一部改正関係

沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除に関する経過措置について、地方法人税法の制定に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第二二条及び第三三条関係）

一六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第五号）の一部改正関係

民間国外債等の利子の非課税制度について、平成二八年一月一日前に発行された特定民間国外債は、同日以後も目論見書等の記載事項の要件を満たす特定民間国外債として、当該記載事項の変更を要しないこととした。（所得税法等の一部を改正する法律附則第二二条の二関係）

一七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。